



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

岩倉 民芳

1. はじめに

令和6年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております岩倉民芳と申します。4月に就任して任期のほぼ半分が過ぎました。担当させていただいている附属機関、委員会等においては、センター長、各委員長、並びに所属委員の皆様のご協力により、順調に活動が進められています。以下に、これまでの活動状況をご報告させていただきます。

2. 活動報告

(1) 知的財産経営センター

知的財産経営センターは、知財経営支援に関する事業と知的財産の価値評価に関する事業を担当する附属機関です。知財経営に関しては、昨年、特許庁・INPIT・日本商工会議所・日本弁理士会の四者連携が実現し、今年度は、本格的にこの枠組みでの事業を行っていく年になっています。例年特許庁が実施している「つながる特許庁」事業については、この四者連携事業に組み入れられ、全国9カ所の各イベントにおいて、日本弁理士会が主催する形で地元企業と弁理士との交流会が実施されることとなりました。本稿掲載時点においては、3、4地域での実施が完了し、報告がなされていることと思います。この交流会では、各地域の弁理士と企業の方々とが結びつくチャンスにもなりますので、それぞれの地域において多くの会員が参加してくれることを望んでいます。また、今年度は、「知財経営支援モデル地域創出事業」が特許庁事業として実施されています。この事業は、四者連携の目的である知財経営支援ネットワークの形成の成功例をまずは3つのモデル地域で作り上げようとするものです。モデル地域としては、青森県、石川県、神戸市が選出され、これらの地域を管轄する東北会、北陸会、関西会が主体となってこの事業を進めています。知的財産経営センターがこれらの3地域会をバックアップしながら、知財経営支援ネットワーク構築過程の情報収集に努めると共に、この事業の成功に向けて必要なサポートをしていきたいと思えます。そして、情報収集によって得られた知見を活かし、今後の同様の事業については、できる限り弁理士が中心的な役割を担って進められるように努力していきたいと思えます。

(2) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、役員選挙の管理を行うことが重要な使命です。本稿掲載時点では本年度の役員選挙が無事完了していることと思いますが、執筆時点では、役員選挙の告示、選挙説明会が完了して、立候補者の受付を行う段階にきています。今年度は、一部の選挙において電磁的提出方法を初めて採用します。具体的には、オンラインビデオ会議システムの機能を用い、オンライン上で本人確認及び書類の受領確認を行います。今年度は、初めての試みであるため、常議員の北海道・東北選挙区（定員1人）及び中国・四国選挙区（定員1人）においてオンラインビデオ会議システムの機能を用いた提出が可能とされました。今年度の運用結果を踏まえ、次年度以降の対応に繋げていきたいと思えます。

(3) 特許委員会

特許委員会は、特許法に関する法改正及び審査基準改訂、特許制度の運用に関する検討及び提言を行う、いわゆ

る実務系委員会です。毎年多くのテーマについての研究を行い、その成果は報告書に纏められると共に、次年度に特許公開フォーラムとしてセミナー形式で報告されます。今年度も昨年度の成果として、「非公開特許制度の指針案に関する調査及び研究」、「メタバース空間における発明実施の問題点」等、全部で5つのテーマについて、特許公開フォーラムの場で報告がなされます。また、特許委員会は、特許庁担当部署との意見交換会や審査官との交流会も行っており、所属委員にとっては、通常業務では成し得ない経験をすることができます。特に若手の会員にとっては魅力的な委員会であると思います。次年度以降も多くの会員が所属を希望されることを期待しております。

(4) 意匠委員会

意匠委員会は、意匠法に関する法改正及び審査基準改訂、意匠制度の運用に関する検討及び提言を行う、いわゆる実務系委員会です。意匠制度は、近年の法改正による新たな保護対象の導入や関連意匠制度の拡充等によって、従来の制度と大きく変わっています。意匠委員会では、この改正に伴い、昨年度に引き続き、新たな意匠制度の活用方法についての検討及び会員への周知を図っています。また、意匠登録出願を増加させるための施策の検討についても引き続き行っています。さらに、生成 AI が意匠制度に及ぼす影響についても研究を行っています。また、意匠委員会の特徴は、特許庁担当部署、JIPA（一般社団法人日本知的財産協会）をはじめとする外部団体との交流会・意見交換会を活発に行っているところです。これらの活動を通し、今年度も充実した素晴らしい報告がなされることが期待されています。

(5) 情報企画委員会

今年度は「事務局業務のデジタル化に関する現状把握調査とその結果に基づくデジタル化推進の具体的方策の検討」についてしっかりと取り組んでいます。具体的には、事務局職員へのヒアリングを実施し、改善すべき業務及び改善策を洗い出し、系統的に費用をかけて改善すべき点については、次年度以降に実施できるよう、重要度を示すと共に大まかな費用を明らかにすることを目指しています。できれば、今年度の次年度会務委員会に回付できるようにしたいと考えています。我々日本弁理士会の活動は、事務局によって支えられていますが、役員として活動する中で、そのことをさらに強く感じるようになりました。日本弁理士会において事務局関係で投資すべきことは、優秀な人材確保のための費用と、事務局の業務効率化を実現するためのシステム関係費用であると考えています。事務局の業務がこれまで以上に効率化できれば、事務局が今よりも創造的な業務に時間を割くことができ、日本弁理士会全体のパフォーマンスも向上するのではないかと思います。情報企画委員会では、上記テーマ以外にも、電子フォーラムの全面的な見直し、弁理士ナビの改善など、重要な事項にも携わっています。今年度における成果が十分に得られるようできる限りのバックアップをしていきたいと思っています。

(6) 地域会会長会議

地域会会長会議は、日本弁理士会会則（会則第17号）第115条に規定する会合であり、昨年にも引き続き、5月の定期総会前日に実施されました。この会議では、9地域会全ての地域会の会長及び本会の附属機関の長が、原則、リアルで出席し、今年度の地域会が関わる事業が円滑に進むように意思疎通を図るための会議です。この会議では、各地域会会長から事業計画や課題が説明されますが、地域毎に特色があり、課題も異なることが理解できました。そして、6月及び7月に実施された各地域会での正副会長と語る会では、地域会での個々の課題についてのさらに踏み込んだ意見交換がなされました。いわゆる三大地域会を除く6つの地域会においては、会員数が少ないことによる会務運営の厳しさがあることが感じ取れました。今年度の執行部においては、6地域会での課題を少しでも解決できる方向に持って行く努力をしていきたいと思っています。

(7) 東海会

地域会としては、東海会を担当しています。東海会は基本的に自立して積極的な活動を行っている地域会の一つです。従来から進めてきた金融機関との関係を強化する知財金融委員会の活動も従来以上に活発になっていますし、スタートアップ支援についても、名古屋市に開設された日本最大と言われるオープンイノベーション拠点であ

る STATION Ai において東海会が何らかの形で関わっていくことも模索されています。東海会の様々なチャレンジは、他の多くの地域会でも参考になると思われまますので、今後とも、東海会の活動を積極的にバックアップしていきたいと思ひます。

3. おわりに

副会長の任期も短くなってきましたが、「礎」を築き次世代に継承するという、昨年度及び今年度の執行役員会の大目標を少しでも達成できるよう、残りの期間全力で職務に当たっていきたく思ひます。会員の皆様におかれましては、引き続き会務へのご協力およびご理解のほど、宜しくお願ひ致します。